EUの食品表示規則案の概要

欧州委員会が昨年1月末に公表した食品表示規則案は、11月に欧州議会に草案が配布され、本年以降に議論が行われる予定となっている。 当該案のうち、原産地規則部分等について欧州委員会より聞き取りを 行ったので、以下にその概要を紹介する。

I 原産地表示関係

- 1 規則案における規定
- (1) <u>原産国表示は任意</u>。なお、原産国は、最終的に大幅な変更を加えた国となる。
- (2) 例外として、その省略が消費者に誤認を与える場合は原産地は 義務表示。
- (3)任意ではあるものの、原産国を表示する場合であって、<u>加工食品の原産国(製造国)とその主要原材料(製品重量の50%以上を占める原材料又は当該食品を特徴付ける原材料)の原産地が異なる場合は、当該原材料の原産地を表示する必要がある。</u>
- 2 原産国表示を任意とした理由
- (1) 加盟国間で一貫性がなく統一的な規制とするのは困難
 - 原産国に対する意識に差がある
 - ・ 消費者が原産国を知りたい品目が、国によって違う
 - (例)スカンジナビアであれば、魚介類の原産国の関心が高い 南欧の国であれば、トマト、オリーブオイル等の原産国の関心が高い
- (2) 安全性の判断のために原産地表示を求める人が多かったが、原産地表示を義務化する利益やその経済的・社会的なコストなどの影響評価を行い、その結果を考慮して任意表示が適当と判断した

3 原料原産地表示について

任意であるが、原産国を表示する場合、製品と主要原材料の原産 地が異なる時は、当該主要原材料の原産地を表示する義務がある。 これは、原産地の表示が誤解を招かないようにするための措置であ る。

(例) ポーランドの牛乳を使ってデンマークでバターを作り、この原産国を 任意で表示する場合、「デンマーク製バター」という表記になるが、これ は、デンマークの牛乳を使ったという誤解を消費者に与えかねないので、 このような場合は、「ポーランドの牛乳を使ったデンマーク製のバター」 と表記することとした。

Ⅱ その他

1 食品表示規則の適用範囲

Distant selling (遠隔販売) についても対象としており、この場合は、容器・包装への表示だけでなく、購入時までに原材料名や内容量の情報提供が求められている。Distant sellingの具体例としては、インターネット販売、カタログ販売、チラシ販売、FAXによる販売等がある。

2 文字の大きさ

表示が読みやすく(文字サイズとして最低3mm)、明確であることを求めている。